最終更新日：2017年6月29日
株式会社マツモトキヨシホールディングス
代表取締役社長　松本　清雄
問合せ先：経営企画本部広報室長　高橋　伸治　TEL:047-344-5110
証券コード：3088
http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、「1st　for You. あなたにとっての、いちばんへ。」をグループ経営理念としております。
当社グループは、この理念に基づき、お客様とその大切な人の健康を守る「いちばんのかかりつけ薬局」として、日本中どこにいても安心して「マツモトキヨシ」らしいサービスが受けられるように取り組んでおります。また、お客様だけでなく、株主様、従業員、お取引先様など、すべてのステークホルダーの皆様と長期的な信頼関係を構築し、“美と健康の分野になくてはならない企業”として社会に必要とされる企業グループであり続けるために、その基盤となるコーポレートガバナンスを充実させることを目的とします。
なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な枠組みと考え方を定め、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に資することを目的として「マツモトキヨシホールディングス　コーポレートガバナンスガイドライン」を、当社ホームページにおいて公開しております。
（URL：http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/）

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4-10　経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化】
・当社は、取締役の指名・報酬の決定に当たっては、取締役会において、全役員13名中5名の独立社外役員からの意見を踏まえ、決定することとしていることから、任意の諮問委員会等は設置しておりませんが、現行の仕組みで、適切に機能していると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4　政策保有に関する方針】
・当社は、当社の更なる成長に向けた経営戦略の実現に貢献していただけるお取引先様から当社に対して保有要請があった場合に、これまでの貢献実績と今後のその見込み、投資規模、ガバナンス状況等を考慮し、政策的に株式を保有することがあります。
・その他、業界における競合企業様の動向を把握することを目的として、必要最低限の投資額にて株式を取得することがあります。

【原則1-4　政策保有株式に係る議決権の行使について，適切な対応を確保するための基準】
・当社は、その保有する株式の議決権行使を判断する基準として、株主価値が大きく毀損される事態が生じた場合、また、コーポレートガバナンス上の懸念事項等がある場合を除き、お取引先様と共に会社を発展させるという信条のもと、双方の関係強化につながる議決権行使を行います。
・当社は、議決権を行使するにあたり、上程されている株主総会議案に不明な点があればその対象企業様と対話をします。

【原則1-7　関連当事者間の取引を行う際の枠組み】
・当社は、関連当事者との取引を実施する際には、取締役会において、当該取引の公正性・妥当性・適正性の観点から審議し決議を行います。取締役会にて承認決議された後、取締役会にてその関連当事者との取引状況について報告します。
・当社は、関連当事者との取引が継続的な取引となる場合は、その取引環境や相場等の変化を捉えるため、定期的にその内容を精査します。

【原則3-1(i)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略，経営計画】
■経営方針
・当社グループは「1st　for you. あなたにとっての、いちばんへ。」をグループ経営理念としております。また、この理念に基づき、以下を経営の基本方針としております。
(1)当社は、当社グループに関わるすべての人が、いつまでも美しく、健康で心豊かな生活を送れるよう奉仕してまいります。
(2)当社は、これからの高齢化社会を支えるため、セルフメディケーションを推進し、お客様とその大切な人の健康を守る「かかりつけ薬局」として貢献していきたいと考えております。
(3)当社は、美と健康の分野で、常に新しい価値の創造とまごころを込めたサービスを提供することにより、“美と健康の分野になくてはならない企業グループ”を目指してまいります。
(4)当社は、美と健康を通じて、すべてのステークホルダーの皆様から信頼され支持される企業グループを目指し、そのための努力を惜しまず、常に挑戦し、成長し続けてまいります。

■経営ビジョン、経営目標、経営戦略
(1)経営ビジョン
・当社グループは、経営ビジョンとして「美と健康の事業分野において『売上高１兆円企業』を目指す。」を掲げ、その実現を目指しております。

(2)経営目標
・当社グループは、経営ビジョンを実現するための経営目標として「平成33年３月期 グループ売上高 8,000億円、ROE10%以上」を設定しております。

(3)中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題
・当社グループは、美と健康の分野に特化した「ビッグデータの収集と利活用」及び「マーケティング技法の充実」を基軸に競争優位性を確立し、『美と健康の分野になくてはならない企業グループ』を目指しております。その主な取組みは次のとおりとなります。

≪需要創造に向けた新業態モデルの構築≫
・今後、厳しい競争環境の中で勝ち残るためには、「いかに差別化された商品やサービスを提供できるか」が重要となります。これに対応するため当社グループでは、次の課題に取組んでまいります。
イ. 新たなビジネスモデルの構築
当社グループは、創業の原点である薬・化粧品・調剤の3つを柱に「高い専門性」「情報発信基地としての役割」「買物の楽しさ」を追求した新しいビジネスモデルの構築に取組んでまいります。また、2020 年に東京オリンピックが開催されることもあり、今後も期待されるインバウンド需要の高まりに対して、そのインバウンド需要の取込みや変化対応の強化に努めてまいります。
ロ. 調剤事業の強化、拡大
当社グループは、400億円を超える調剤売上高のスケールメリットを活かした、仕入原価の低減や業務効率の改善など、更なる収益力の向上に取組んでまいります。また、患者様がいつでも気軽に相談できる、信頼され選ばれる「かかりつけ薬局」を目指し、地域包括ケアシステムの一員として貢献できるよう努めてまいります。

≪オムニチャネルを起点としたCRMのさらなる進化≫
・お客様の生活スタイルの変化や嗜好・ニーズの多様化へ迅速かつ的確に対応するためには、「いかに一人ひとりのお客様と深く繋がれるか」が重要となります。これに対応するため当社グループでは、次の課題に取組んでまいります。
イ. オムニチャネル化の推進
当社グループは、急速に進化するITを活用することでお客様との距離を縮め、オムニチャネルを軸としたタイムリーかつ効果的なプロモーション活動に取組んでまいります。また、4,000万人を超える会員データを分析することにより、お客様の趣味や嗜好、興味を理解し、お客様一人ひとりに合った商品やサービスを、適切なタイミングで提供できるよう努めてまいります。
ロ. 垂直連携体制の構築
当社グループは、メーカー様・ベンダー様との協業内容を拡充させ、サプライチェーン全体の効率化に向けて取組んでまいります。また、この取組みを発展させ、当社にしかない商品（PB商品・専売品）の開発やメーカー様向けマーケティング支援など、差別化につながる仕組みづくりに努めてまいります。

≪各地域における圧倒的No.1の地位確立≫
・当社グループは、生き残りを懸けた熾烈な戦いに勝ち残るため、将来を見据えた積極的な投資と異業種との連携・コラボレーションにより、地域内における圧倒的な存在感と市場シェアの確保が必要となります。今後は、いかに『スピード感ある事業展開（拡大）ができるか』が重要となるため、当社グループでは、以下の課題に取組んでまいります。
イ. 7つのエリアにおける市場シェアの拡大
当社グループは、マーケット構造が大きく異なる三大都市圏（東京圏・名古屋圏・大阪圏）とその他のエリアを区分し、それぞれのエリアに適したドミナント戦略及び地場優良企業とのアライアンス・フランチャイズ・M＆Aの積極推進により、市場シェアの獲得に取組んでまいります。また、従業員の“働きがい”を高める仕組みづくりを推進し、当社グループの成長戦略を支える人材の確保・育成・定着に努めてまいります。

【原則3-1（ii）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】
・当社グループは、「1st for you. あなたにとっての、いちばんへ。」をグループ経営理念としております。
・当社グループは、この理念に基づき、お客様とその大切な人の健康を守る「いちばんのかかりつけ薬局」として、日本中どこにいても安心して「マツモトキヨシ」らしいサービスが受けられるように取り組んでおります。また、お客様だけでなく、株主様、従業員、お取引先様など、すべてのステークホルダーの皆様と長期的な信頼関係を構築し、“美と健康の分野になくてはならない企業”として社会に必要とされる企業グループであり続けるために、その基盤となるコーポレートガバナンスを充実させることを目的とします。

【原則3-1（iii）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き】
・当社は、取締役（社外取締役を除く）の報酬体系は、基本報酬としての「固定報酬」、当社の連結業績を反映する「業績報酬」、「株式報酬」で構成します。なお、社外取締役は、「固定報酬」のみとします。
・当社は、「固定報酬」は、世間水準を参考として役位別に妥当な水準を設定し、「業績報酬」、「株式報酬」は、年度の業績目標の達成度に応じて一定の係数を乗じて設定します。なお、その報酬体系における構成比は、固定報酬70%、業績報酬23%、株式報酬7%とします。
・これらの報酬決定の方針に基づき、株主総会で決議された範囲内でその配分を取締役会にて全役員13名中5名の独立社外役員とも協議し決定します。

【原則3-1（iv）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き】
■取締役（社外取締役を除く）
・当社は、取締役（社外取締役を除く）の選任手続きは、取締役会の構成を考慮し、対象となる人材の資質や実績、取締役の選任基準を踏まえ、取締役会において全役員13名中5名の独立社外役員とも協議し決議を行い、承認された場合、株主総会へ取締役候補者として上程します。
・当社は、取締役（社外取締役を除く）の選任理由を株主総会招集通知に記載します。
・取締役（社外取締役を除く）選任基準
（1）取締役にふさわしい人格を有していること
（2）豊かな業務経験を有していること
（3）経営の判断能力に優れていること
（4）コンプライアンス精神が富んでいること

■社外取締役
・当社は、社外取締役の選任手続きとして、当社の独立性基準を満たすか否かを確認し、あわせて、当人の経歴及び資質を考慮して、社外取締役候補者を選定し、候補者については、取締役会において全役員13名中5名の独立社外役員とも協議し決議を行い、承認された場合、株主総会へ社外取締役候補者として上程します。
・当社は、社外取締役の選任理由を株主総会招集通知に記載します。
・社外取締役の選任基準
（1）取締役にふさわしい人格を有していること
（2）豊かな業務経験を有していること
（3）経営の判断能力に優れていること
（4）コンプライアンス精神が富んでいること
（5）当社の独立性基準を満たしていること

■監査役
・当社は、監査役の選任手続きとして、監査役会の構成を考慮し、対象となる人材の経歴や資質、社外監査役候補者の場合は、当社の独立性基準を満たすか否かを確認し、監査役の選任基準を踏まえ、監査役会及び取締役会において社外役員（全役員13名中5名独立社外役員）とも協議し決議を行い、承認された場合、株主総会へ監査役候補者として上程します。
・当社は、監査役の選任理由を株主総会招集通知に記載します。

・監査役の選任基準
（1）監査役にふさわしい人格・見識を有していること
（2）豊かな業務経験、専門知識を監査に反映できること
（3）コンプライアンス精神に富んでいること
（4）当社との独立性が確保されていること（社外監査役の場合）

【原則3-1（v）取締役が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の，個々の選任・指名についての説明】
・当社は、社外取締役、社外監査役の候補者の選任理由を株主総会招集通知に記載します。なお、社外取締役、社外監査役以外の取締役、監査役の選任理由については、2016年開催の定時株主総会招集通知より記載します。

【補充原則4-1-1　経営陣に対する委任の範囲の概要】
・取締役会は、次の事項に関する決定、モニタリングを行い、短期・中期・長期の各経営計画の達成に向けた経営を監督し、企業価値の創造とそれによる株主価値の向上に努めます。
（1）株主総会に関する事項
（2）取締役及び監査役に関する事項
（3）決算・税務・外部監査に関する重要事項
（4）事業運営に関する重要事項
（5）株式及び社債に関する事項
（6）組織に関する事項
（7）関係会社に関する事項
（8）重要な資産に関する事項
（9）人事に関する事項
（10）経理・財務に関する事項
（11）総務・法務に関する事項
（12）システム全般に関する事項
（13）内部統制に関する事項
（14）その他利害関係者の利害に重大な影響を及ぼす事項

【原則4-8　3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える場合はそのための取組み方針】
・当社は、取締役10名中3名が当社の独立性基準を満たす独立社外取締役であり，当社は30%以上の独立社外取締役を選任しております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性基準】
・当社は、次の各要件のいずれかに該当する場合は，独立性を有しないものと判断します。
■独立性基準
・現在において、（1）～（14）に該当する者
（1）当社又は当社グループ会社の業務執行者
（2）当社又は当社グループ会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
（3）当社を主要な取引先（当社との年間取引額が直近事業年度の連結売上高の2%以上）とする者又はその業務執行者
（4）当社の主要なお取引先様（当社との年間取引額が直近事業年度の連結売上高の2%以上）又はその業務執行者
（5）当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関、その他の大口債権者又はその業務執行者
（6）当社の会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー若しくは従業員（ただし、補助的スタッフは除く）
（7）当社の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主）（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
（8）社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
（9）当社が寄付（過去3カ年の事業年度における取引額の平均金額が500万円　以上）を行っている先の業務執行者
（10）当社から役員報酬以外に多額（過去3カ年の事業年度における取引額の平均金額が500万円以上）の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント
（11）当社から役員報酬以外に多額（過去3カ年の事業年度における取引額の平均金額が1,000万円以上）の金銭その他の財産を得ている法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム、その他の専門的アドバイザリーファームに所属する者（ただし、補助的スタッフは除く）
（12）過去10年間のいずれかの時点において、上記（1）、（2）のいずれかに該当していた者
（13）過去3年間のいずれかの時点において、上記（3）～（9）のいずれかに該当していた者
（14）上記（1）～（13）に該当する対象者の二親等以内の近親者

【補充原則4-11-1　取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス，多様性及び規模に関する考え方】
・当社は、取締役会へ、業種・人種・性別を問わず会社経営の経験の豊富な社外取締役を招聘し、それぞれの経験、知識を活かして、客観的かつ株主様をはじめとするステークホルダーと同様の視点より当社経営に携わっていただき多様性を確保します。
・当社は、取締役の員数の上限を15名とし、その取締役の任期を1年とします。

【補充原則4-11-2　取締役の兼任状況】
・当社は、当社役員の兼務状況につき、株主総会招集通知及び事業報告書にその状況を記載します。

【補充原則4-11-3　取締役会全体の実効性について分析・結果を行い，その結果の概要】
・当社の取締役会の実効性評価は、取締役会にて事前にその評価の趣旨について説明を行い、取締役会の構成、運営等について取締役及び監査役を対象としてアンケートを実施しました。
　当アンケート結果の回答先を外部の弁護士事務所として、その集計結果の取りまとめ及び必要に応じた個別の役員へのヒアリングを当事務所にて実施しました。
　その結果は、「当社の取締役会の員数や運営・審議状況、支援体制については、概ね問題が無く、適切な運営がされている」という結果となりました。
　一方で、「取締役会の資料提供の時期に検討改善の余地があり、また、取締役会での報告事項や情報提供の内容において一部要望がある」との報告がございました。
・当社は、その取締役会の実効性評価の結果を踏まえて、取締役会の実効性を一層高めるための改善へつなげてまいります。

【補充原則4-14-2　取締役に対するトレーニングの方針】
■取締役（社外取締役を除く）
・当社は、取締役（社外取締役を除く）のトレーニングとして、就任前は、所管部門から取締役の義務・責任に関する基本的な研修、また、就任後も外部機関主催の企業価値の創造や株主価値向上をテーマとした研修の場を提供します。
・その他、戦略上必要となるトレーニングの機会を設けます。
■社外取締役
・当社は、社外取締役のトレーニングとして、就任前は、ドラッグストア業界の状況、当社の経営概況、コーポレートガバナンス状況について説明します。また、就任後は、当社や社会一般的に社外取締役へ求められる責務・役割や取締役会の実効性評価の結果を考慮し、必要に応じて外部機関が主催する研修の場を提供します。
■監査役
・当社は、監査役のトレーニングとして、就任前は、ドラッグストア業界の状況、当社の経営概況、コーポレートガバナンス状況について説明をします。また、就任後は、当社や社会一般的に監査役へ求められる責務・役割等を考慮し、必要に応じて外部機関が主催する研修の場を提供します。

【原則5-1　株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針】
・株主様との対話及びこれに関連する各種施策（SR活動）
（1）総務部門及び広報部門が連携して株主様に対して当社に対する企業理解の促進を図ります。
（2）株主総会の場を株主様との対話と位置付け、取締役等は株主様との質疑応答に真摯に対応します。
（3）上記の対話及び各種施策の実施に際し、インサイダー情報に該当する事項は一切開示しません。
（4）当社との対話又は施策に参加していない他の株主様との情報格差が生じないように十分に留意します。
（5）上記の対話等を通じて得られた株主様の意見や要望は、その重要性に応じ適宜経営陣幹部に報告します。
（6）当社は、株主構造を定期的に調査し、その結果を考慮し、コミュニケーション方法を検討します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
松本　鉄男	5,567,400	10.19
株式会社千葉銀行	2,257,800	4.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,930,400	3.53
株式会社南海公産	1,743,588	3.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,453,600	2.66
松本　南海雄	1,429,540	2.62
エーザイ株式会社	1,407,500	2.58
松本　貴志	1,233,100	2.26
松本　清雄	1,231,100	2.25
CBNY－GOVERNMENT　OF　NORWAY	828,800	1.52

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大爺　正博	他の会社の出身者											
小林　諒一	他の会社の出身者											
松下　功夫	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大爺　正博	○	特に、当社との利害関係その他関係はございません。 また、同氏を独立役員として指定しております。	同氏は、他の企業での代表取締役や社外取締役の経験を有しており、経営に関する高い見識と監督能力を引き続き当社経営の監督に生かしていただけるものと期待し、社外取締役に選任しております。 また、同氏は、東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しないため、独立役員として選任しております。
小林　諒一	○	特に、当社との利害関係その他関係はございません。 また、同氏を独立役員として指定しております。	同氏は、他の企業の役員や社外監査役の経験を有しており、経営に関する幅広い見識と専門知識を引き続き当社経営の監督に生かしていただけるものと期待し、社外取締役に選任しております。 また、同氏は、東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも

			該当しないため、独立役員として選任しております。
松下　功夫	○	特に、当社との利害関係その他関係はございません。 また、同氏を独立役員として指定しております。	同氏は、JXTGグループの企業にて長年にわたり企業経営に携わり、経営に関する豊富な経験と知見を有しており、その企業経営に関する高い見識、経験、監督能力を引き続き、当社経営の監督に生かしていただけるものと期待し、社外取締役に選任しております。 また、同氏は、東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しないため、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

年4回、四半期決算毎に連携して会計監査を行います。
また都度、監査上の課題について意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木　哲	他の会社の出身者													
須永　明美	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木　哲	○	特に、当社との利害関係その他関係はございません。	同氏は、長年にわたり保険会社での業務に携わり、他の企業の監査役も歴任されておりま

		また、同氏を独立役員として指定しております。	す。特に、内部統制に関する豊富な経験と見識を有しており、これを当社の監査体制に活かしていただけるとの判断から選任しております。 また、同氏は、東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しない高い独立性があるため、独立役員と して選任しております。
須永　明美	○	特に、当社との利害関係その他関係はございません。 また、同氏を独立役員として指定しております。	同氏は、大手監査法人勤務を経て、公認会計士として平成6年に個人の公認会計士事務所を開設、税理士としても平成24年に税理士法人のコンサルティング会社を設立し、公認会計士及び税理士として豊富な業務経験と財務・会計・税制に関する専門的知識を有しております。また、当社と同氏との間に特別の利害関係はなく、高い独立性が確保されていることから社外監査役に選任しております。 また、同氏は、東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインのいずれの要件にも該当しないため、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

・当社は、社外取締役の実質的な独立性を担保するため、次のとおり社外取締役の独立性基準を定めます。
・当社は、次の各要件のいずれかに該当する場合は，独立性を有しないものと判断します。
【独立性基準】
・現在において、(1)～(14)に該当する者
(1)当社又は当社グループ会社の業務執行者
(2)当社又は当社グループ会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
(3)当社を主要な取引先(当社との年間取引額が直近事業年度の連結売上高の2%以上)とする者又はその業務執行者
(4)当社の主要なお取引先様(当社との年間取引額が直近事業年度の連結売上高の2%以上)又はその業務執行者
(5)当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関、その他の大口債権者又はその業務執行者
(6)当社の会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー若しくは従業員(ただし、補助的スタッフは除く)
(7)当社の主要株主(議決権所有割合10%以上の株主)(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
(8)社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
(9)当社が寄付(過去3カ年の事業年度における取引額の平均金額が500万円　以上)を行っている先の業務執行者
(10)当社から役員報酬以外に多額(過去3カ年の事業年度における取引額の平均金額が500万円以上)の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士又は税理士、その他のコンサルタント
(11)当社から役員報酬以外に多額(過去3カ年の事業年度における取引額の平均金額が1,000万円以上)の金銭その他の財産を得ている法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム、その他の専門的アドバイザリーファームに所属する者(ただし、補助的スタッフは除く)
(12)過去10年間のいずれかの時点において、上記(1)、(2)のいずれかに該当していた者
(13)過去3年間のいずれかの時点において、上記(3)～(9)のいずれかに該当していた者
(14)上記(1)～(13)に該当する対象者の二親等以内の近親者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

取締役(社外取締役を除く)の報酬体系は、基本報酬としての「固定報酬」、当社の連結業績を反映する「業績報酬」、「株式報酬」で構成しております。なお、社外取締役につきましては、「固定報酬」のみとしております。
「固定報酬」は、世間水準を参考として役位別に妥当な水準を設定し、「業績報酬」「株式報酬」は、年度の業績目標の達成度に応じて一定の係数を乗じて設定する方法としております。なお、その報酬体系における構成比は、固定報酬70%、業績報酬23%、株式報酬7%とします。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者については、有価証券報告書にてその内容を記載しておりますが、それ以外に個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、当社グループの企業価値増大への貢献意欲や士気高揚を図るため、当社の成長を担う人材を確保及び維持できる水準を目標とし、加えて、連結業績の向上、当社グループの競争力の向上、コーポレートガバナンスの充実、様々なステークホルダーとの有益な関係の構築などの要素を考慮した体系を設計します。
・当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬体系は、基本報酬としての「固定報酬」、当社の連結業績を反映する「業績報酬」「株式報酬」で構成します。なお、社外取締役は、「固定報酬」のみとします。
・当社の「固定報酬」は、世間水準を参考として役位別に妥当な水準を設定し、「業績報酬」「株式報酬」は、年度の業績目標の達成度に応じて一定の係数を乗じて設定します。なお、その報酬体系における構成比は、固定報酬70%、業績報酬23%、株式報酬7%とします。
・これらの報酬決定の方針に基づき、株主総会で決議された範囲内でその配分を取締役会にて全役員13名中5名の独立社外役員とも協議し決定します。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

・当社は、社外取締役の職務執行を支援するため、所管部門を決めます。
・その所管部門は、取締役会の会議資料の事前送付や必要に応じた議案の事前説明への対応を行います。
・その所管部門は、取締役会に必要な情報が提供されているかを社外取締役及び社外監査役に事前に確認します。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他につきましては、次のとおりであります。

（1）会社の機関等の内容
当社は監査役制度採用会社であり、会社の機関としては株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。取締役会での的確な意思決定、取締役の業務執行の監督を適正に実行するために、独立役員を5名（社外取締役3名・社外監査役2名）指定しております。当該役員が連携を図り、様々な視点からの意見を取締役会へ入れることにより、コーポレートガバナンスの充実を図り、その有効性をより高める体制としております。
なお、各機関の活動状況は以下のとおりであります。

1）取締役・取締役会
当社の取締役会は、取締役10名で構成されそのうち3名は社外取締役であります。取締役会は、原則毎月1回開催し、必要に応じて臨時に開催しております。取締役会は、当社及び当社グループにおける最高意思決定機関として、法令、定款及び社内規定に定める取締役会決議事項の決定及び職務執行状況の監督をしております。また、取締役の使命と責任をより明確にするため、取締役の任期については1年としております。なお、当社は執行役員制度を導入し、企業経営における業務執行機能と業務監督機能を分離し、取締役と執行役員の機能及び責任を明確にし、ガバナンス機能の強化を図ります。
また、当社は取締役及び執行役員の機能の明確化と強化を図るために、取締役（社外取締役含む）候補者及び執行役員候補者の選任基準を制定しております。
当社は、上記のとおり社外取締役を3名選任しており、全員独立役員として指定しております。当社から高い独立性が確保され、また、業種を問わず経営者としての豊富な経験を有しておられる方を社外取締役として選任することにより、当社の経営状況や方針などに対する客観的な意見、様々な視点からの取締役の執行状況に関する説明要求、取締役会の意志決定において広範な見識を取り入れることによるプロセスチェックの強化を期待できると判断しております。

2）経営会議
当社は職務執行の効率化を図るため、取締役、執行役員、常勤監査役で構成される経営会議を取締役会の下位会議体として設置しております。経営会議は、原則毎月1回開催し、経営戦略の創出、業務執行上の意思決定及び取締役会上程事項の審議をしております。

3）監査役及び監査役会
当社の監査役会は、監査役3名で構成されそのうち2名が社外監査役であります。監査役会は、原則毎月1回開催し、必要に応じて臨時に開催しております。
監査役の機能強化へ向けた主な取り組み事項は以下のとおりです。
・監査役会での協議事項に応じて、当社取締役、執行役員、子会社役員よりヒアリングや状況報告を適宜実施
・代表取締役、会計監査人、それぞれとの間で意見交換を実施
・各監査役は、取締役会及びグループ経営会議等の重要な会議への出席、社内稟議書の閲覧を通じて、取締役の職務執行状況の監査
・監査役への定期報告事項を社内規程により規定化し、当社の業務監査がより適切に行われる体制の構築
・監査役の機能の明確化と強化を図るため、社外監査役候補者の選任基準を制定
また、当社は、社外監査役が2名おりますが、そのうち、2名を独立役員として指定しております。そのうち、社外監査役の日野実氏は、長年にわたり国税局での業務に携わり、税理士の資格を有する他、現在では「日野実税理士事務所」を開業しており、財務・会計に関する知見を有しております。
なお、監査役監査を支える専属の人材は確保しておりませんが、下記4）に記載する内部監査部門と連携を図り監査役監査の体制を確保しております。
これらのように、監査役の機能強化へ向けた主な取り組みや、独立性の高い監査役を選任することにより、より有効な監査体制の構築に努めて

おります。

4）内部監査
当社は内部監査部門として内部統制統括室を設置し、各部門及びグループ子会社の業務に関する内部監査の実施、内部統制体制のモニタリングを実施し、事業活動の適切性・効率性を確保しております。また、当該部署では、リスク管理体制の基本方針を定め、これに基づくリスク管理体制の構築を実施しております。

5）コンプライアンス・リスク委員会
当社は、コンプライアンスとリスク管理においては、表裏一体の活動が必要と考え、当社及び当社グループのコンプライアンスとリスク管理の推進を図るため、管理統括管掌取締役、執行役員、常勤監査役、総務部長、人事部長、財務経理部長、内部統制統括室長、グループ各社のコンプライアンス担当者で構成された常設機関として、コンプライアンス・リスク委員会を設置しております。
コンプライアンス・リスク委員会は、原則として3ヶ月に1回開催し、必要に応じて臨時に開催し、コンプライアンス面においては、コンプライアンスに関する法令・社内規定・ガイドラインの審議、コンプライアンス研修の計画及び当社グループにおけるコンプライアンスに関する課題の審議等を行い、リスク管理面においては、優先的に対応すべきリスクの分析・対処方針の審議、当社各部門並びにグループ各社へのリスク対処方針の指導及びリスクに関する社内規程等の管理等を実施しております。

6）会計監査人
当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツに委嘱しており、法令に基づき監査を受けております。
当社の会計監査を執行した公認会計士は、小堀一英氏、瀧野恭司氏であり、会計監査業務における補助者は、公認会計士5名、会計士補等7名、その他9名であります。また、有限責任監査法人トーマツとの継続監査年数は、小堀一英氏が1年、瀧野恭司氏が3年であります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、コーポレートガバナンスを充実させ、かつ実効性を高めるためには、当社の経営戦略や会社運営上の重要事項などの決定において、一般株主と利益相反関係が生じることのない客観的な立場からの意見を取り入れることが重要だと考えております。
当社は、監査役設置会社を採用しており、社外監査役2名（うち2名が独立役員）を含む3名で、取締役の職務執行の監督を行い、また、取締役10名のうち3名を社外取締役（うち3名が独立役員）として選任しております。
当社では、このように当社から高い独立性が確保されている社外役員5名を選任し、当該役員のこれまで培われた広範な見識や知見を、当社の経営に取り入れることにより、適切な判断が実行できる体制になっていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の上程議案の検討期間を少しでも長くとるために、招集通知は、法定期日より9営業日前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、電磁的方法による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	当社は、招集通知株主総会参考書類を当社ホームページ、議決権電子行使プラットフォームにおいて英文にて提供しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとに決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに「IR情報」専用のサイトを設けており、当該サイトに「決算短信」「年次報告書」「会社案内」「有価証券報告書」等を掲載しております。 IRサイト　・http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社のIR担当部署として経営企画本部広報室を設置しております。IR事務連絡責任者は経営企画本部広報室長としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、当社グループの経営理念である「すべてのお客様のためにまごころをつくします。」「すべてのお客様の美と健康のために奉仕して参ります。」「すべてのお客様にとっていちばん親切なお店を目指します。」を実現し、今後の更なる発展を遂げるために、グループ全社に共通した「マツモトキヨシグループ行動規範」を制定しております。 この行動規範において、（1）法令の遵守、（2）社会との関係、（3）お客様・お取引様・競争会社との関係、（4）株主・投資家との関係、（5）働く仲間との関係、（6）会社、会社財産との関係の各項目を実現するための行動基準を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは、「マツモトキヨシグループ行動規範」において、環境負荷をできる限り削減し、環境との調和を図った事業活動を進め、「循環型社会」の形成に貢献するための行動基準を定めております。 当社は、医療の一翼を担う企業グループとして、セルフメディケーションを推進し、お客様から信頼される地域に密着したかかりつけ薬局として地域になくてはならない存在となるよう努めております。 具体的には、医薬品適正使用の普及や地域医療への貢献を目的とした千葉大学寄附講座の設置、難病と闘っている20万人の子供たちへの施設建設のための募金活動、千葉県と連携した乳がん検診促進活動、自分の健康は自分で管理する啓蒙活動としてセルフメディケーションセミナーなどを展開しております。 詳細は（http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/csr/index.html）をご覧下さい。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループでは、「マツモトキヨシグループ行動規範」において、法令及び証券取引所の規則に基づき開示する「会社の重要な情報」について、「公正性」「正確性」「適時性」「平易性」を基本原則としております。
その他	＜女性の活躍の方針・取組に関して＞ 当社グループでは、女性の潜在的能力を引き出し、また、中心顧客層である女性の視点を店舗運営等に活かすため、女性のポジティブアクションに積極的に取り組んでおります。 その取り組みとしては、出産・育児・介護と仕事の両立をサポートできる仕組みづくりとして、育児中の女性をサポートする勤務制度、出産・育児等の休暇後の復職時における相談やキャリア形成をサポートする組織の設置などを施策として実施しております。

	また、女性社員が幹部社員として働くフィールドを拡大するために、管理職への登用制度、職域を拡大させるための制度などを確立しております。 当社グループは、これらの取り組みを更に充実させ、女性が働きやすい環境づくりを推進することにより、当社グループ全体の活性化を図り、充実したサービスや商品を提供してまいります。 ・女性管理職割合：16.4%（平成29年３月31日現在）

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の有効性及び効率性、財務諸表の信頼性の確保、法令等の遵守並びに資産の保全を目的として、会社法及び会社法施行規則の規定に従い、次のとおり「内部統制システム整備に関する基本方針」を定めます。
この基本方針は、当社及びグループ会社（当社の子会社をいいます。以下同じ）のすべての役員（取締役及び監査役をいいます。以下同じ）及び従業員に適用されるものとします。
当社及びグループ会社を総じて「グループ全社」といいます。

1．グループ全社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）当社は、コンプライアンス遵守をグループ経営理念実現のための基盤構築の一つとして掲げ、コンプライアンス規程その他の社内規程を整備して、コンプライアンス重視のための基本方針、行動規範、推進体制等を明らかにし、取締役自ら率先してこれを遵守するとともに、グループ全社の役員及び従業員への周知徹底を図り、コンプライアンス重視の企業風土を醸成します。
（2）当社は、グループ全社のコンプライアンスを含めた内部統制を推進するための組織として、内部統制統括室、コンプライアンス・リスク委員会を設置するものとします。
（3）コンプライアンス・リスク委員会は、特に、コンプライアンスへの取組み状況等を定期的に当社の取締役会へ報告します。
（4）当社は、社外取締役及び社外監査役を選任することにより、取締役会における取締役の職務執行に対する監視・監督機能を確保します。
（5）当社は、グループ全社の役員及び従業員に対して、コンプライアンス研修を定期的に実施するとともに、行動規範を示した「行動規範ハンドブック」を配付してコンプライアンスの周知徹底を図ります。
（6）当社は、グループ全社の内部通報制度を整備し、外部機関との提携による専用窓口（ヘルプライン）を設置します。
（7）内部統制統括室は、グループ会社に対しても定期的に内部監査を実施します。
（8）取締役及び従業員の法令やコンプライアンス規程その他の社内規定に違反する行為が発見された場合は、懲罰規定に基づき適正に処分を行います。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、文書管理規程及び内部情報管理規程に基づき、適切かつ確実に保存及び管理を行います。
（2）当社は、内部情報管理規程に基づく情報セキュリティ委員会にて、内部の情報管理・運用ついて、これを適正かつ厳格に行うものとします。

3．グループ全社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）当社は、リスク管理規程に基づき、グループ全社のリスク管理体制を整備し、リスク管理・運用体制・整備状況等を監査します。また、内部統制統括室は、コンプライアンス・リスク委員会にて、定期的にグループ全社のリスク管理への取組み状況等を報告します。
（2）当社は、リスクが顕在化し危機が発生した場合に備えて、グループ全社の緊急時対応規程を整備します。

4．グループ全社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）当社は、グループ会社と協議を行い、グループ全社の中期計画及び年度事業計画を策定し、全社的な目標を設定します。
（2）当社は、重要事項を検討・決議する機関として、株主総会・取締役会・経営会議を設置します。経営会議を活用することで意思決定の迅速化とスピード経営を実現します。また、機動的な協議機関として、プロジェクト・タスクフォース・委員会等を設置し、関係部門・関係者が参加し、喫緊の課題や問題点へ迅速に対応します。
（3）当社は、グループ会社の担当部署と経営戦略・財務戦略・人事戦略等重要事項に関して、機能別会議にて協議を行うものとします。
（4）当社及びグループ会社は、相互の人事交流を積極的に行い、人的資源の有効活用を図るものとします。
（5）当社及びグループ会社は、グループ全社の職務の執行が効率的に行われるようIT技術を活用し、システム統合等IT化の推進に努めるものとします。

5．当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）当社は、関係会社管理規程を作成し、グループ会社を管理する体制を整備します。
（2）グループ会社は、当社が策定した経営方針・経営計画を周知徹底し、グループ会社の権限と責任を明確にした上で、グループ会社が各事業の特性等を踏まえた自律的な経営を行うものとします。
（3）当社は、定期的にグループ社長会を開催し、グループ会社から業務執行状況について報告を受け、グループ会社の経営上の重要事項に関して協議を行い、適正な経営管理を行うものとします。
（4）当社は、グループ会社に取締役及び監査役を派遣し、グループ会社の取締役の業務執行を監視します。派遣された取締役及び監査役は、業務執行について、グループ方針に沿った経営に努めるものとします。
（5）グループ会社は、取締役会にて重要な決議をする場合、事前に当社の決裁を得るものとします。
（6）内部統制統括室は、グループ会社と内部監査状況について意見交換を行い、問題点等の情報を共有します。

6．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、当該使用人を配置し、監査役の職務を補助することとします。

7．前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前項に基づき配置された使用人の取締役からの独立性を確保するため、その選任、解任、異動等には監査役の同意を要するものとします。また、当該使用人は専任とし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する体制とします。

8．監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
第6項に基づき配置された使用人は、業務遂行にあたり、監査役の指揮・命令にのみ従い、監査役の監査に必要な調査を行う権限を有します。

9．監査役への報告体制
（1）当社の監査役は、当社の取締役及び従業員から、法令で定められた事項のほか、取締役会・経営会議の付議事項、内部通報制度の通報状況、コンプライアンス・リスク委員会の審議事項その他内部統制の状況等当社の重要事項につき、報告を受けるものとします。
（2）当社の取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合や重大な法令違反となる行為又はそのおそれのある行為が生じた場合は、直ちに当社の監査役会に報告します。
（3）グループ全社の取締役又は従業員は、当社の監査役から報告を求められた場合には、直ちに書面で報告します。
（4）グループ全社の取締役又は従業員は、当社の監査役に報告する必要があると判断した場合には、直接又は間接的に、報告することができます。
（5）当社は、当社の監査役へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないようグループ全社の取締役及び従業員に対して周知徹底し、規程等を整備します。

10．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関

する事項
　当社は、監査役がその職務執行について、必要な費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。但し、監査役は監査費用の支出にあたり、その効率性及び適正性に留意しなければなりません。

11. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）当社の監査役は、取締役会・経営会議・グループ社長会・コンプライアンス・リスク委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて説明及び関係資料の提示を求めることができます。
（2）当社の監査役は、代表取締役・取締役・会計監査人及び従業員それぞれとの間で、随時情報収集や意見交換をすることができます。
（3）当社の監査役は、その職務の執行にあたり、弁護士・公認会計士・税理士その他外部専門家との連携を図ることができます。

12. 財務報告の信頼性確保のための体制
　グループ全社は、金融商品取引法及び関係法令に基づき、有効な内部統制システムを構築し、これを運用するとともに継続的に評価と改善を行うことで財務報告の適正性及び信頼性を確保します。

13. 反社会的勢力への対処
（1）グループ全社は、反社会的勢力との関係を完全に遮断し、取引や資金提供等を一切行いません。
（2）当社は、平素から反社会的勢力の不当要求に備え、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等外部の機関と連携し、緊急時の協力体制を構築します。
（3）グループ全社は、反社会的勢力からの不当要求があった場合、不当要求には応じず、警察等外部の機関と連携し、組織全体で法律に則した対応をします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

　当社は、反社会的勢力との関係を完全に遮断し、取引や資金提供等を一切行わないこととしています。反社会的勢力からの不当要求があった場合には、不当要求には応じず、警察等外部の機関と連携して組織全体で法律に則した対応をいたします。
　そして、これを実現するために、平素から反社会的勢力の不当要求に備え、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等外部の専門機関と連携を築くようにしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成19年10月１日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模な買付行為への対応策（買収防衛策）を導入しております。 また、本買収防衛策の重要性に鑑み、当社株主の皆様の意思を反映させるため、以下の株主総会において、本買収防衛策についてご承認をいただいております。
・第１回定時株主総会（平成20年６月27日開催）
・第２回定時株主総会（平成21年６月26日開催）
・第５回定時株主総会（平成24年６月28日開催）
・第８回定時株主総会（平成27年６月26日開催）
なお、本買収防衛策に関しましては、従来、１年毎に定時株主総会において継続の可否について承認を得るものとしておりましたが、上記、第２回定時株主総会にてご承認頂きました本買収防衛策では、３年毎に承認を得る内容に変更しております。
当社は、第１回、第２回、第５回及び第８回の定時株主総会で示された株主の皆様のご意思に基づき、引き続き、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させていく所存です。
本買収防衛策の詳細につきましては、平成27年５月22日付け当社発表資料の「当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご覧下さい。
（当社ホームページ 「http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/news/data/934d4feffde44f8ddc42c275e87f1f76.pdf」 にてご覧いただけます。）

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

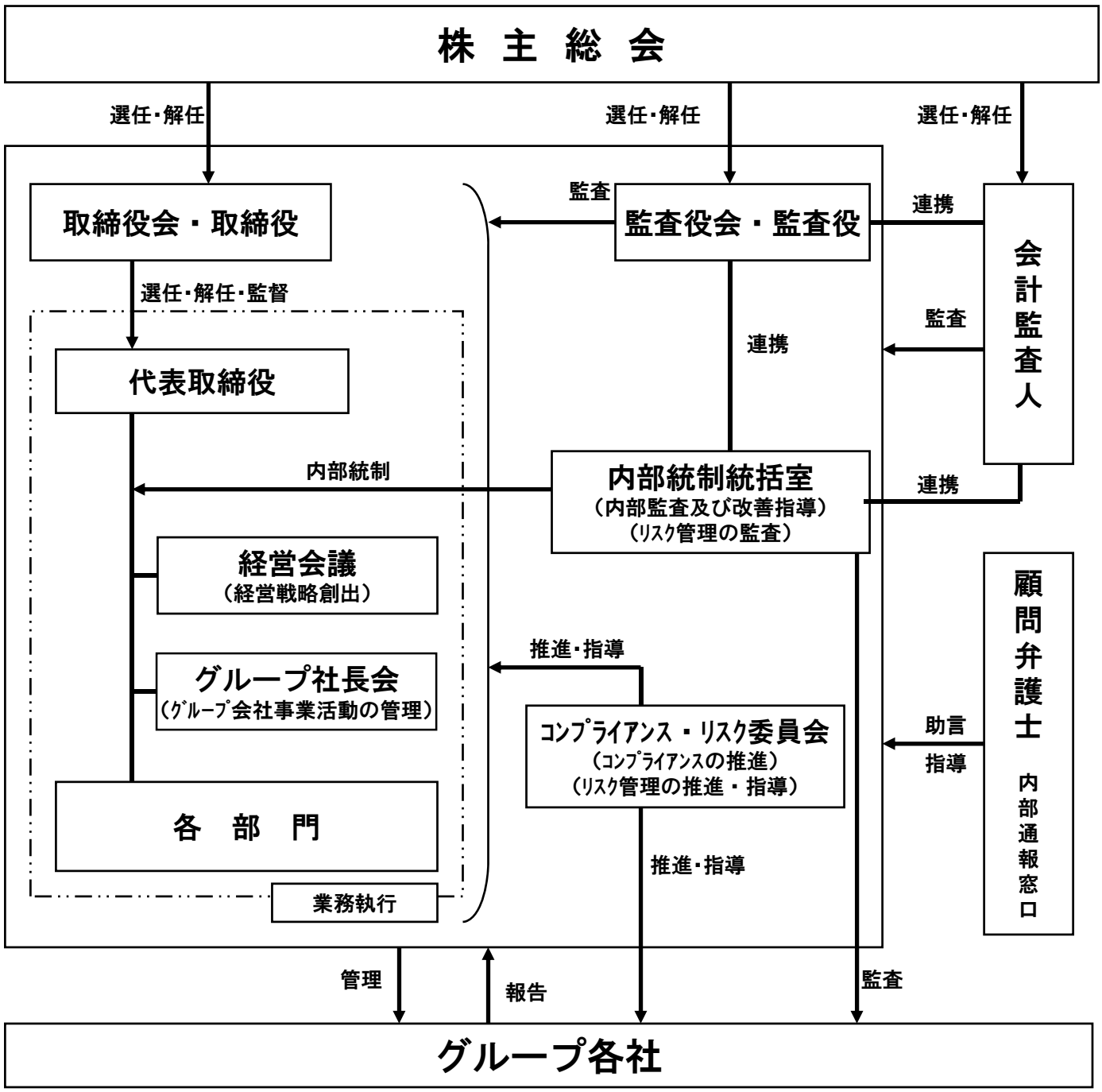
株 主 総 会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会・取締役
監査
監査役会・監査役
連携
会計監査人
選任・解任・監督
監査
連携
代表取締役
内部統制
内部統制統括室
（内部監査及び改善指導）
（リスク管理の監査）
連携
経営会議
（経営戦略創出）
顧問弁護士
内部通報窓口
推進・指導
グループ社長会
（グループ会社事業活動の管理）
コンプライアンス・リスク委員会
（コンプライアンスの推進）
（リスク管理の推進・指導）
助言
指導
各 部 門
推進・指導
業務執行
管理
報告
監査
グループ各社